

漁業法第 73 条第 2 項第 2 号に規定する
「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準（案）

令和 5 年〇月〇日
千葉県農林水産部水産局水産課

1 趣旨

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 73 条第 2 項第 2 号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者の判断基準について、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和 2 年 6 月 30 日付け 2 水管第 499 号水産庁長官通知）及び「海区漁場計画の作成等について」（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知）を踏まえ、以下の場合において免許をすべき者を決定するための審査基準を定めるものとする。

- (1) 新たに設定された同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合
- (2) 類似漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合であって、満了漁業権を有する者からの申請がない場合

2 判断基準

申請者ごとに次の表に従って評価を行い、地域の水産業の発展に最も寄与する者を総合的に判断する。

【評価の方法】

評価項目	評価のポイント
・生産量の増大	・安定的な漁業生産が見込まれるか ・当該漁業の経験・実績等（試験を含む）があるか
・漁業所得の向上	・事業化の目途が立っており、安定的な収入が期待できるか
・就業機会の確保・拡大	・漁業従事者の雇用計画が定められており、安定的な就業機会の確保に資するものとなっているか
・地域の漁業者との調和的 発展	・地元漁業関係者との調整の状況は十分か。 特に漁業権の区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業者との調整が整っているか。
・地元の水産物流通や加工 に与える影響	・生産物の販売計画等が定められており、その内容が地元の仲買、水産加工業者、飲食店等、水産物の流通・加工に寄与するものとなっているか

3 漁業の免許の申請書に添付する事業計画書について

漁業法施行規則第 25 条第 2 項第 3 号に規定する事業計画書には、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保など新たな漁業権を有することとなった場合の計画を記載するものとする。

2 の評価に当たっては、当該事業計画書のほか、必要に応じて、申請者へのヒアリングなどを併用して審査を行うものとする。